



災害時における特別法律相談に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）、狛江泉親会（以下「乙」という。）並びに東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び東京三弁護士会多摩支部（以下これらを「丙」という。）は、甲の区域内に大きな災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、市民の不安を払拭し、市民の保護と社会秩序の維持、福祉の増進を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に甲が行う特別法律相談（以下「相談」という。）に係る乙又は丙の派遣する弁護士（以下「担当弁護士」という。）の相談業務について、必要な事項を定め、円滑な応急及び復興活動に資することを目的とする。

（派遣の要請）

第2条 甲は、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対して、相談の日時及び場所を指定し、担当弁護士の派遣を要請するものとする。

2 甲は、前項で予定された派遣要請では相談者の相談に応じきれないと判断した場合には、乙に対して担当弁護士の増員、業務体制の変更等を依頼するものとし、その方法等についてはあらかじめ甲、乙が協議して定める。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙との連絡が困難な場合、もしくは乙の了解を得た場合には、丙に対して担当弁護士の派遣を要請することができる。

（派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条第1項の派遣の要請があったときは、速やかに派遣計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前条第3項により、丙に対して派遣の要請があったときは、丙は、速やかに派遣計画を策定し、甲に提出するものとする。

3 前2項の派遣計画に記載されている事項に変更が生じたときは、乙又は丙は、速やかに甲に報告するものとする。

（相談内容等）

第4条 担当弁護士が行う相談内容は、災害等に起因する土地、家屋、相続、金銭消費貸借、保険金請求及び婚姻等法律問題全般についての指導及び助言を原則とする。

2 担当弁護士は、前項に掲げる相談内容に加え、災害発生時における甲の市民の生活再建、被災地域の復旧及び復興その他甲及び甲の市民に有益な情報を提供するものとする。

3 相談者一人当たりの相談時間は、30分以内とし、原則、同一内容での再相談は受けないものとする。

4 担当弁護士は、相談カードに必要事項を記入し、甲に提出するものとする。

5 担当弁護士は、甲が実施する相談の相談者から相談に係る事件についての訴訟その他の法律事務を直接受任してはならない。

6 担当弁護士は、業務上知り得た秘密を第三者に遺漏しないようにすることとし、乙又は丙は、担当弁護士を指導し、監督するものとする。

7 相談の料金は、無料とする。

（弁護士の謝礼等）

第5条 甲が乙又は丙の派遣した担当弁護士に支払うべき謝礼は、平常時における狛江市法律相談業務の額を基準として、甲と乙又は丙が別途協議のうえ定める。

2 前項の謝礼の支払時期、支払方法等については、甲と乙又は丙が別途協議の上定める。

（連絡責任者）

第6条 相談に係る連絡調整は、甲と乙又は丙があらかじめ定めた連絡責任者がこれを行うものとする。

（乙と丙の連携協力）

第7条 乙が甲より第2条第1項又は第2項の要請を受けたときは、丙にその旨を報告する。

2 丙は、前項の報告を受けた場合には、乙の甲に派遣し行う担当弁護士の相談につき、担当弁護士に対する研修の機会の提供、法律相談参考資料の提供など、乙の希望に応じ、可能な後方支援を行う。

3 丙が甲より第2条第3項の要請を受けたときは、事前もしくは事後に速やかに乙に連絡し、連携協力や必要事項の調整を行う。この場合において、その内容や方法等については、乙丙がその都度協議して定める。

4 乙は丙に対し、本協定に基づき実施した相談に関して、後日、その件数や相談分野など、甲の了解を得た範囲で相談内容を報告する。この場合において、丙は、これにより得た情報を個人が特定されないように用いて、相談の集計や分析、被災者ニーズ調査等の研究やデータ化を行う。

（連携協力に関する協議）

第8条 甲と乙及び丙は、第2条に定める事項実施のための連携協力を行うに当たり、第6条に定める連絡責任者を通じて適宜協議を行う。

(他の弁護士会に対する協力要請等)

第9条 丙は、他の弁護士会に、この協定に基づく相談への協力要請を行うことができる。

2 前項に基づき、他の弁護士会に所属する弁護士が派遣された場合、その弁護士に対しては、丙に所属する担当弁護士とみなしてこの協定を適用する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙丙のいずれかから何らの申出がないときは、引き続き同一条件をもって1年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に記載のない事項及びこの協定に関し疑義のあるときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書6通を作成し、甲乙丙記名押印の上各1通を保有する。

令和8年7月2日

(甲) 東京都狛江市和泉本町1-1-5

東京都狛江市長 松原俊雄

(乙) 東京都新宿区四谷3-13-4 亜細亜観光ビル6階

狛江泉親会 代表 木津川迪治

(丙) 東京都千代田区霞が関1-1-3

東京弁護士会 会長 石原修

東京都立川市緑町7-1 立飛ビル8号館2階

東京弁護士会多摩支部長 松村武

東京都千代田区霞が関1-1-3

第一東京弁護士会 会長 岡伸浩

東京都立川市緑町7-1 立飛ビル8号館2階

第一東京弁護士会多摩支部長 高橋勇

東京都千代田区霞が関1-1-3

第二東京弁護士会 会長 水上洋

東京都立川市緑町7-1 立飛ビル8号館2階

第二東京弁護士会多摩支部長 八百屋伴声